

令和3年7月2日

第1種農地における太陽光発電設備を目的とした農地転用の取扱いについて

下記のとおり運用を変更します。

記

1 変更後

第1種農地においては、売電目的のみの太陽光発電設備敷地への転用は認めることはできません。

2 開始期間

令和4年4月1日より運用開始

3 その他

事業を計画する場合には必ず事前に豊橋市農業委員会事務局に確認の上進めてください。

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市農業委員会事務局  
農地利用調整グループ  
TEL. 0532-51-2950 FAX. 0532-56-5132